

平成24年伯耆町  
第2回定例会

条例等議案説明資料概要



平成24年6月

伯耆町 総務課

議案名等	専決処分について（伯耆町税条例の一部を改正する条例）
<p data-bbox="256 412 517 443">（提案理由及び概要）</p> <p data-bbox="236 508 379 539">1 理 由</p> <p data-bbox="264 555 1350 680">第180回通常国会において平成24年3月30日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立し、同年3月31日付で公布となった。これに伴い、伯耆町税条例の一部改正を専決処分し、平成24年度の税制改正に対応するもの。</p> <p data-bbox="244 745 606 777">2 概 要（主な改正内容）</p> <p data-bbox="248 792 478 824">（1）町民税関係</p> <ul data-bbox="301 840 1350 1064" style="list-style-type: none"><li data-bbox="301 840 1350 1064">・年金所得者の申告手続きの簡素化 年金所得者が年金保険者（厚生労働省等）に提出する扶養親族等申告書に、「寡婦（寡夫）」の項目を追加され、この申告書を提出することにより、確定申告の手続きを不要とし、年金所得者の申告手続きの簡素化を図る。 平成26年度分の個人住民税から適用。</li></ul> <p data-bbox="256 1128 544 1160">（2）固定資産税関係</p> <ul data-bbox="301 1176 1350 1444" style="list-style-type: none"><li data-bbox="301 1176 1350 1444">・住宅用地の据置特例（負担水準の80%から100%までは課税標準額を同額に据え置く）の見直し 住宅用地の据置特例を平成24年度、平成25年度までは負担水準90%以上の住宅用地について存置した上で、平成26年度に廃止。 （負担水準が90%以下の場合、各年度の税負担は、負担調整措置により本来の税額の5%増が限度となる）。</li></ul> <p data-bbox="244 1509 798 1541">3 専決処分日 平成24年3月31日</p> <p data-bbox="244 1606 798 1637">4 施行期日 平成24年4月1日</p>	

議案名等	伯耆町印鑑条例等の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <p>「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）」が平成24年7月9日から施行されることに伴い、伯耆町印鑑条例、伯耆町手数料徴収条例及び伯耆町課設置条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 概要（主な改正内容）</p> <p>第1条（伯耆町印鑑条例の改正）</p> <p>平成24年7月9日に外国人登録法が廃止になり、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、印鑑登録資格も住民基本台帳記録者に一本化した。これにより外国人登録法の引用箇所を削除したり、外国人住民の通称やカナ表記での印鑑登録を可能にするなど、印鑑証明の記載事項及び印鑑登録のまつ消等外国人住民の取り扱いについて明記。</p> <p>第2条（伯耆町手数料徴収条例の改正）</p> <p>外国人登録法の廃止により外国人登録に関する証明書の手数料を削除</p> <p>第3条（伯耆町課設置条例の改正）</p> <p>外国人登録法の廃止により住民課の事務分掌から外国人登録を削除</p> <p>3 施行期日</p> <p>この条例は、平成24年7月9日から施行する。</p>	

提出課：住民課

議案名等	伯耆町国民健康保険税条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <p>「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）」等が平成24年3月31日に交付され、これに伴い地方税法が一部改正され、これに伴い伯耆町国民健康保険税条例の一部改正をするもの。</p> <p>2 概要（主な改正内容）</p> <p>東日本大震災で被災された方が、家屋の滅失により、その敷地を譲渡した場合、譲渡所得に係る国民健康保険税課税についての特例適用期限を、従来、東日本大震災があった日から3年後の年末としていたのを7年後の年末までに延長する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>	

議案名等	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1 理由</p> <p>鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議を行うことにつき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 概要</p> <p>平成21年7月15日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布された。</p> <p>それにより、平成24年7月9日から新たな在留管理制度が施行されることになり、外国人登録制度が廃止されることとなったため、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する。</p> <p>【変更内容】 同規約第17条に規定する別表第3の備考1及び2のうち外国人登録原票の文言を削る。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日は、平成24年7月9日とする。</p> <p>(2) この規約による改正後の別表第3の備考1及び2の規定は、平成25年度分の関係市町村の負担金から適用し、平成24年度分までの関係市町村の負担金については、なお従前の例による。</p>	